

【中学校在校生】

【中学校在校生】

立教給第 1631 号

令和 4 年 11 月 21 日

立川市教育委員会事務局教育部

教育部長 齋藤 真志

令和 5 年度からの中学校給食について（通知）

日頃より本市の安全・安心な学校給食運営にご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。  
市では、現在、小学校 8 校（第一小学校から第八小学校）と中学校全 9 校を配送対象校とする新しい学校給食共同調理場の整備を進めております。

これに伴い、令和 5 年度の中学校給食は、1 学期までは現行のランチボックス給食（選択制）、2 学期からは小学校と同様の食缶給食（全員喫食）による提供となります。

また、この給食提供方法の変更を受け、1 学期と 2 学期以降では給食費の金額及び取り扱いが異なるとともに、2 学期からは新たに食物アレルギー対応を開始いたします。

つきましては、令和 5 年度からの学校給食の概要や必要な手続きに関する案内通知を送付いたします。

保護者の皆様におかれましては、必ず内容をご確認のうえ、必要な手続きを期限内に実施していただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 同封した各種案内

- ・【重要】今回の案内通知に基づく必要な手続きについて
- ・令和 5 年 2 学期からの中学校給食（食缶給食）のご案内  
別紙 学校給食費 口座振替（自動払込）依頼書（兼学校給食申込書）  
別紙 中学校給食における食物アレルギー対応を開始します  
別紙 食物アレルギー確認書  
別紙 「中学校のあったかい給食 令和 5 年 2 学期からスタート！」  
別紙 学校給食に関する説明会・試食会を開催します！

2 問い合わせ先

立川市教育委員会事務局教育部学校給食課

住 所：〒190-0015 立川市泉町 1156 番地の 14（立川市学校給食共同調理場）

電 話：042-529-3511（直通）

メール：gakkoukyuushoku@city.tachikawa.lg.jp

本通知は、発送時点で市に登録されている情報に基づき、令和 5 年度に市立小・中学校の学校給食を喫食する可能性のある児童・生徒の保護者の皆様に送付しています。市外への転出や市立小・中学校以外に在籍または進学することが決定されている場合には、直接の関係のない内容となります。あらかじめご承知おきください。